

鶴居村子どもの読書活動推進計画 〈第2次計画〉



令和3年3月
鶴居村教育委員会

目 次

| | |
|--|-------|
| 第1章「鶴居村子どもの読書活動推進計画（第2次計画）」策定の基本的な考え方 | 1 |
| 1 子どもの読書活動の意義 | 1 |
| 2 計画策定の目的 | 1～2 |
| 3 基本理念 | 2 |
| 4 計画の性格 | 2 |
| 5 計画の期間 | 2 |
| 6 計画の対象と各期の特徴 | 2～3 |
| 7 第1次計画による成果と課題 | 4～7 |
| 第2章 子どもの読書活動推進のための方策 | 8 |
| 1 <基本目標1> 家庭・地域・学校等を通じた地域全体での子どもの読書活動の推進 | |
| 【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進 | 9 |
| 【推進方策1-2】地域における読書活動の推進 | 10～11 |
| 【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進 | 11～1 |
| 2 | |
| 目標指標 | 12～13 |
| 2 <基本目標2> 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備 | 13 |
| 【推進方策2-1】村（教育委員会）における取り組み | 13～14 |
| 【推進方策2-2】学校図書館における取り組み | 14～15 |
| 目標指標 | 15～16 |
| 資料 | 17 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 18～19 |

第1章 「鶴居村子どもの読書活動推進計画（第2次計画）」策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれました。

こうした中、平成26年には、学校図書館法の一部改正が行われ、学校司書配置が努力義務化され、平成28年には文部科学省が、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」を定めるとともに、平成29年からは、国の新しい学校図書館図書整備等5か年計画がスタートし、図書整備・新聞配備についての地方財政措置が拡充されるとともに、学校司書の配置が新たに計画の中に盛り込まれました。

また、令和2年度から小学校において、令和3年度から中学校において、新しい学習指導要領が実施され、その中では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことなど、学校図書館に期待される役割が示されています。

2 計画策定の目的

国では、子どもの読書活動を推進するため平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、北海道教育委員会は平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」「第一次計画」を策定・公表し、道内各市町村においても、多くの自治体で計画の策定と活動の推進を進めています。

国・北海道等では、これまでの計画の成果や課題の把握や社会情勢の変化等を検証したうえで、第四次計画が定められ、子ども読書活動の推進に取り組んでいます。

鶴居村においても、平成28年3月に「鶴居村子どもの読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、子どもたちが、あらゆる機会や場所において主体的に読書活動ができるよう、また、子どもたちが多くの本との幸福な出会いを体験し、読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うとともに、多くの知識を得、多様な文化を理解して人生をより豊かなものにするため、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を、家庭・地域・学校等において積極的に推進することを目標として、取組を進めています。

「第1次計画」は令和2年度を終期としていることから、この計画は、第1次計画の成果や課題を踏まえたうえで、引き続き目的の達成に向けて地域の実情に応じた様々な取組を実施するため、「第2次計画」として策定します。

3 基本理念

鶴居村のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

4 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、子どもの読書活動の推進に関して策定する個別計画として、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

なお、読書活動のさらなる充実を図るためには、社会教育施策と一体となって取り組むことが有効であることから、本計画は「第2次計画」から社会教育中期計画の個別計画として位置づけることとします。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としますが、令和5年度に次期社会教育中期計画（第11期）が策定されることから、その際に、社会教育委員会等意見等を踏まえて、計画期間を含め必要な見直しを行い、計画の効果的な推進に努めます。

6 計画の対象と各期の特徴

この計画の対象は、0歳から、おおむね18歳を対象とします。

なお、子供の読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、0歳から18歳までを大きく4つの期に分け、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進します。

また、本計画による「読書活動」の対象は、活字その他文字を用いて表現された図書のことを言い、電子書籍や電子資料^{※1}も該当します。

※1 電子資料 CD-ROM やネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等の資料。電子書籍も含む。

例：CD-ROM に収録された絵本、タブレット端末等に保存されている教材など

【参考】発達段階ごとの特徴（北海道子どもの読書活動推進計画（第4次計画）より）

（1）乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

3歳までには、徐々に自分の意志や要求を言葉で表出できるようになるとともに、文学の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉がわかるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

（2）小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどによりいろいろな本に親しんだり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになってるとともに、本を終わりまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようにすることが大切です。

（3）中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。

また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

（4）高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書の習慣を身に付け、生涯にわたって読書を親しむようにすることが大切です。

7 第1次計画の成果と課題

(1) 目標指数の進捗状況

| 目標指標 〈基本目標1〉 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進 | | | | |
|---|---|------------------|---------------|------------|
| 指標 | 指標の概要 | 基準年度の状況 (H27) | 現状 (年度) | 目標 (R2) |
| ①家庭での読書の状況 【1-1 家庭】 【1-2 地域】 ※新型コロナウイルスの影響により、令和2年度全国学力・学習状況調査を実施しないことから、現状の割合については、令和元年度の回答割合とする。 | 全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した小学校児童の割合 | 75.8% | 68.7% (R1) | 80.0% |
| | 全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した中学校生徒の割合 | 49.9% | 56.5% (R1) | 70.0% |
| ②ブックスタート事業 又はブックスタートに準じた事業の実施状況 【1-2 地域】 | ブックスタート事業の実施 | 実施無し | 実施無し (R2) | 実施無し |
| | ブックスタート事業に準じた事業の実施（乳幼児健診を利用した、絵本の紹介や読み聞かせ等） | 実施有り | 実施有り (R2) | 実施有り |
| ③学校における一斉読書の取り組み状況 【1-3 学校等】 ※平成28年度全国学力・学習状況調査から、設問項目が削除されたため、第2次計画策定時に行った、子供の読書活動に係る調査の項目を使用。 | 全国学力・学習状況調査において、「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けていると回答した小学校の割合 | 100% | 100% (R2) | 100% |
| | 全国学力・学習状況調査において、「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けていると回答した中学校の割合 | 100% | 100% (R2) | 100% |

| | | | | |
|---|--|-------|---------------|------|
| ④読書が好きな児童・生徒の割合 【1-1 家庭】 【1-2 地域】 【1-3 学校等】 ※新型コロナウイルスの影響により、令和2年度全国学力・学習状況調査を実施しないことから、現状の割合については、令和元年度の回答割合とする。 | 全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と答えた小学校児童の割合 | 72.4% | 68.7% (R1) | 100% |
| | 全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と答えた中学校生徒の割合 | 82.3% | 78.2% (R1) | 100% |

| 目標指標 〈基本目標2〉子どもの読書活動を推進するための読書環境整備 | | | | |
|---|-------------------------------------|------------------|---------------|------------|
| 指標 | 指標の概要 | 基準年度の状況 (H27) | 現状 (年度) | 目標 (R2) |
| ⑤読書活動推進計画の策定状況 【2-1 村】 | 村（教育委員会）において、子どもの読書活動推進計画を策定 | 策定無し | 策定有り (H28) | 策定有り |
| ⑥児童1人当たりの年間図書貸出し冊数 【2-2 情報館】 | ふるさと情報館図書室において、村内の児童1人が1年間に借りた図書の冊数 | 14.1冊 | 16冊 (R1) | 24.0冊 |
| ⑦ふるさと情報館と学校の連携状況 【2-2 情報館】 【2-3 学校図書室】 ※⑦から⑨においては、第2次計画策定時に行った、子供の読書活動に係る調査の項目を使用。 | ふるさと情報館と連携した活動をおこなっている小学校の割合 | 100% | 66.7% (R2) | 100% |
| | ふるさと情報館と連携した活動をおこなっている中学校の割合 | 0% | 50% (R2) | 100% |

| 目標指標 | | | | |
|---------------------------------|---|------------------|---------------|------------|
| 〈基本目標3〉子どもの読書活動の普及・啓発 | | | | |
| 指標 | 指標の概要 | 基準年度の状況 (H27) | 現状 (年度) | 目標 (R2) |
| ⑧子ども読書週間における事業実施 【3-1 情報館】 | 子ども読書週間（4月23日～5月12日）における子どもの読書活動に関する事業の実施 | 実施有り | 実施有り | 実施有り |
| ⑨読書活動や学校図書室に関する広報活動 【3-2 家庭】 | 図書館だより等、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している小学校の割合 | 100% | 66.7% (R2) | 100% |
| | 図書館だより等、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している中学校の割合 | 50% | 50% (R2) | 100% |

(2) 第1次計画の成果と課題

ア 成果

- ・平成31年4月から鶴居村ふるさと情報館図書室を図書館法に基づく「鶴居村図書館」として整備し、専任の司書を配置するなど、村民の読書機会の充実を図るとともに、各種事業等を通して、子どもたちの読書活動の推進に取り組んでいます。
- ・ブックスタート事業に準じた事業を実施し、乳児健診等の子どもや保護者へ向けて、おすすめの絵本リストの配布や鶴居村図書館から絵本や育児書等を会場へ持ち込み展示を行い、事業として定着することができています。
- ・子どもたちに向けて、家読や読み聞かせを実施してもらったことで、地域の人々や家族との心の触れ合いを深め、幼児向け図書の希望や貸し出し数が増加しました。

イ 課題

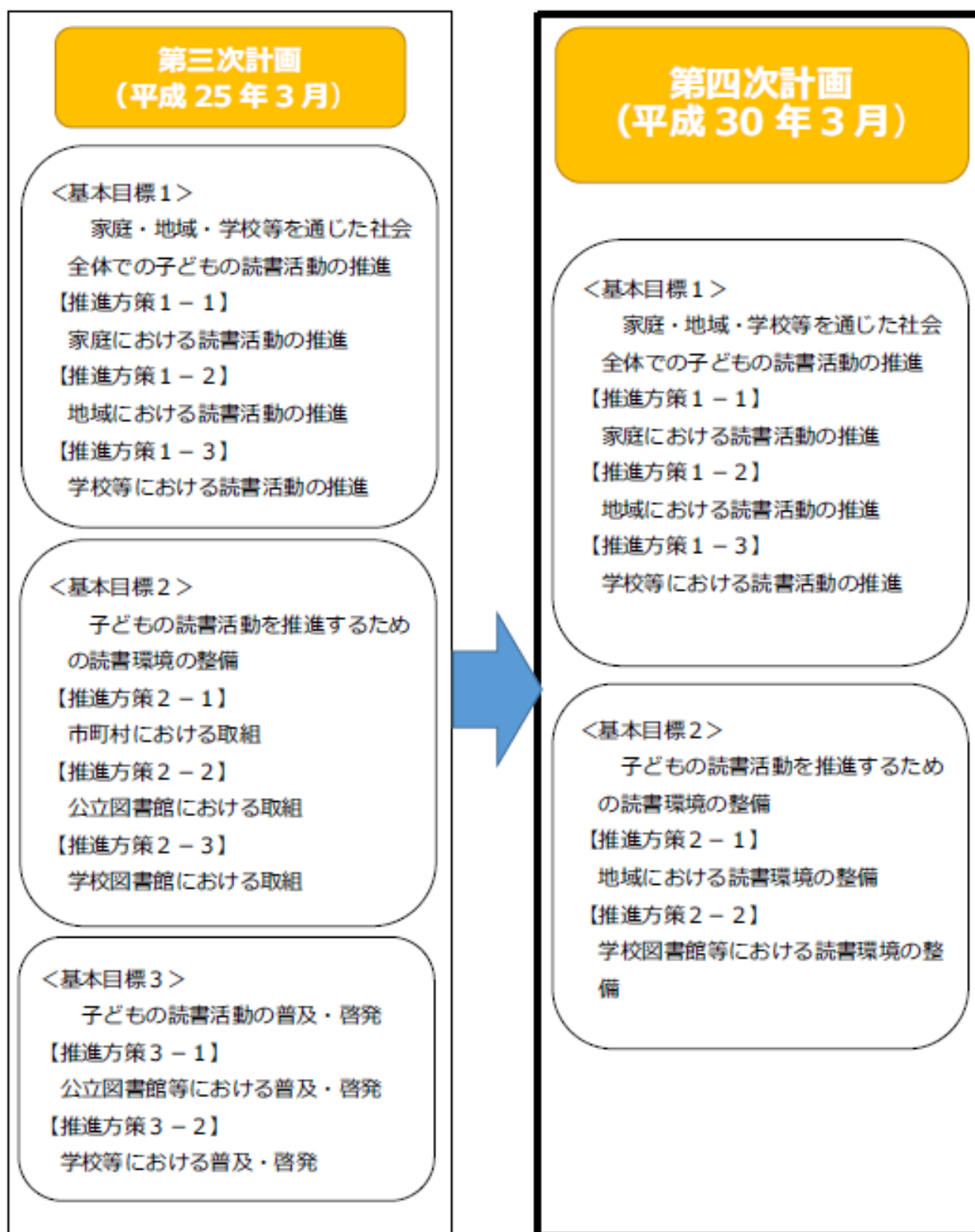
- ・読書が好きな児童生徒の割合は、小・中学校いずれも基準年より低下しており、読書時間の増加傾向とは相反する結果となりました。このことは、読書習慣の定着が二極化しているとも考えられ、今まで以上に、多くの児童生徒に読書する機会や本に触れる機会を提供することが必要な状況にあります。
- ・家や図書館で10分以上読書した小・中学校児童生徒の割合は高くなっているものの、中学校ではコロナ対策で朝読書の時間を給食準備時間の増に振り替えたため、朝読書を実施できなかった学校もあり、読書時間が目標を大きく下回ったのは、生徒が朝読書以外には読書を実施していない実態にあると言わざるを得ず、学校以外での読書習慣の形成が課題である。

学校教育では新しい学習指導要領が実施され、読解力や表現力を身につけることが重視されていることから、これを契機に、公立図書館と学校図書館との連携を深めるなどして望ましい読書習慣の形成を図ることが重要です。



新刊図書案内

第2章 子どもの読書活動推進のための方策



＜基本目標 1＞家庭・地域・学校等を通じた地域全体での子どもの読書活動の推進

子どもの日々の読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を促進するためには、学校・地域・学校等、社会全体で読書活動を推進する取組を進める必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校や関係機関及び団体が連携し相互に協力しつつ、役割分担を明確化し、子どもの発達段階に応じて、それぞれの立場に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

【推進方策 1-1】家庭における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び読書週間の定着を目標に、積極的に読書活動に取り組む必要があります。

このため、家庭では、絵本や物語の読み聞かせの実施や、家族で鶴居村ふるさと情報館（図書館）に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくるのが大切です。

また、時間や日にちを決めて時間に家族全員で読書をするといった、家庭での読書活動を通じて家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むことにより、読書に親しむ機会をつくり、読書に対する興味や関心をもたせるよう子供に働きかけることが重要です。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取組

◎子どもの読書の習慣化に向けた取組 [家読（うちどく）の積極的な推進]

[家読の例]

- ・保護者による家庭での絵本や物語の読み聞かせを行う。
- ・時間や日にちを決めて、家族全員で自分の読みたい本を読む機会を作る。
- ・工作や料理の本などを親子で読んで実践し、体験の機会と結びつける。

○生活リズムチェックシート^{※2}（生活全体編・読書週間編）の活用

◎保護者自身が、市町村で実施する講座や読み聞かせ会等を活用しながら、読書に親しむこと。

○家族揃って、鶴居村図書館を訪れ、本に触れる機会や本を通じて、家族のコミュニケーションを深め、子どもの読書に親しむきっかけをつくる。

○感染症対策による学校休校時に、希望者に図書館の本を宅配で貸し出すサービスを実施するなど、読書機会の確保を図る。

【推進方策 1 - 2】地域における読書活動の推進

【推進の方向性】

生涯にわたって読書に親しむ習慣作りのため、乳幼児期からブックスタート事業などの効果的な事業を実施するとともに、子ども読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められています。

鶴居村図書館には、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に親しむこと、本に触れる機会の拡充や友だちとのコミュニケーションを深めたりできる場所を提供することが期待されます。

鶴居村教育委員会においては、司書の専門性を活かすなどして、子ども読書に親しむきっかけづくりや読書習慣の定着に向けた取組の支援に努めていきます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取り組み

(1) 教育委員会・鶴居村図書館

- ◎ブックスタート事業^{※3}に準じた事業として、乳幼児健診等の機会を利用した絵本の展示紹介、おすすめの本リストの配布
- ◎読み聞かせやおはなし会、ビブリオバトル^{※4}、ブックトーク^{※5}等の実施
- 子育てサークル「ひよこ会」への図書貸出などの支援
- 乳幼児や保護者を対象とした絵本や資料の充実
- 読書に関するレファレンスサービス^{※6}の実施

(2) 関係機関・団体等

- 読み聞かせなどを取り入れた子育てサークル活動の充実
- PTA等における子どもの読書活動に関する研修や情報共有

※2 生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。「すいみん表」の他、生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編がある。なお、それぞれ、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の3種があり、道教委のホームページからダウンロードできる。

※3 ブックスタート事業

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんや絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業のこと。

※4 ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、一人5分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を読みたくなったかを投票で決める活動のこと。

※5 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本につ

いて、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動のこと。

※6 レファレンスサービス

図書館などで、調べ物の援助をする業務のこと。調査のための参考となる資料を整備・作成することも含む。

【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進

【推進の方向性】

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどをおして新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われていています。小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。子どもの発達時期に応じた読書活動は、子どもが読書習慣を身に付けるうえで、大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

また、学校図書館においては、子どもたちの多様な読書活動を工夫し、多くの本の語彙や表現、新たな考え方に触れる機会を充実するとともに、読解力や思考力、表現力を身につけることが大切です。

そのため、学校等においては、授業や教育活動をおして学校図書館を計画的に活用することが求められています。子どもの発達の段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取り組み

◇読書活動の推進

- 読み聞かせなどによる本に親しむ活動
- 教員や保育士によるお薦め本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定
- 保護者やボランティア、公立図書館等との連携による読書活動
- 「朝の読書」など全校一斉の読書活動や校内読書週間等の設定
- 障がいの生徒の程度に応じた読書活動の推進
- ◎読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル、POP^{※6}作製などの手法を活用した読書活動
- 図書委員会や図書局等による児童生徒の自主的な読書活動
- 小学生による幼児への読み聞かせ、中学生による小学生へのお薦め図書の紹介など、異年齢・異校種の交流による読書活動
- 児童生徒や教職員による公立図書館の行事や読書ボランティア活動への参加
- 読書感想文コンクールや読書感想発表会等の実施
- ◎保護者やボランティア、公立図書館等との連携による読書活動

◇学習活動の充実

◎学校図書館を活用した、各教科等における児童生徒の主体的・意欲的な学習活動

◎各種指導計画等の教育課程への位置付けによる計画的・継続的な学校図書館の活用

○学校図書館を活用した学習をととした情報活用能力を育成する活動

◇読書活動の普及・啓発

○「北海道教育の日」（11月1日）、「北海道学び推進月間」（4・11月）等における読書活動の啓発や図書館利用の促進

○「学校図書館だより」の発行、学校のホームページや校内掲示などを活用した読書活動の啓発

| 目標指標 | | | | |
|---------------------------------------|---|--------------------|------------------|-------------------------|
| 〈基本目標1〉 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進 | | | | |
| 指標 | 指標の概要 | 基準年度の 状況 (R2) | 目標年度の 状況 (R7) | 目標年度の 状況 (R4) 北海道 |
| ①家庭での読書の状況 【1-1 家庭】 【1-2 地域】 | 全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した小学校児童の割合 | 88.9% | 100% | 70% |
| | 全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した中学校生徒の割合 | 35.0 (56.5% R1) | 70% | 70% |

| | | | | |
|---|---|--------------------------|-------------|-------------|
| <p>②ブックスタート事業又はブックスタートに準じた事業の実施状況</p> <p>【1-2 地域】</p> | <p>ブックスタート事業に準じた事業の実施（乳幼児健診を利用した、絵本の紹介や読み聞かせ等）</p> | <p>実施有り</p> | <p>実施有り</p> | <p>実施有り</p> |
| <p>③学校における一斉読書の取り組み状況</p> <p>【1-3 学校等】</p> | <p>「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けている小学校の割合</p> | <p>100%</p> | <p>100%</p> | <p>100%</p> |
| | <p>「朝の読書」等の一斉読書の時間を設けている中学校の割合</p> | <p>100%</p> | <p>100%</p> | <p>100%</p> |
| <p>④読書が好きな児童・生徒の割合</p> <p>【1-1 家庭】</p> <p>【1-2 地域】</p> <p>【1-3 学校等】</p> | <p>全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と答えた小学校児童の割合</p> | <p>68.5%</p> <p>(R1)</p> | <p>80%</p> | <p>80%</p> |
| | <p>全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と答えた中学校生徒の割合</p> | <p>78.2%</p> <p>(R1)</p> | <p>90%</p> | <p>90%</p> |

<基本目標2> 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から高校生期まで、発達の段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、関係機関等が相互に連携・支援をしたりしながら、計画的に整備を進めていくことが重要です。

【推進方策2-1】村（教育委員会）における読書環境の取り組み

【推進の方向性】

鶴居村図書館においては、子どもに豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読み聞かせ等の催しにも参加しながら、読書の楽しさを知ることができる場所であり、子どもの読書活動を推進していく拠点となるため、子どもの発達過程や段階を踏まえた、適切な読書活動に取り組める読書環境を更に整備していく必要があります。

そのため、鶴居村における子どもの読書活動推進計画を策定し・公表し、計画的・継続的に取組を進めていきます。

また、鶴居村図書館における読書活動の実態を踏まえて、地域における読書活動の中心的な役割を果たすとともに、いつでも誰もが利用しやすい施設としての機能を果たすため、地域や関係機関等と連携し、相互に協力し合いながら、読書活動を推進していく必要があります。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取り組み

- ◎学校や鶴居村図書館の適正冊数の確保に向けた計画的な整備
- ◎子ども向けの新刊図書や推薦図書の紹介や情報発信
- ◎図書館司書による、学校への図書一括貸出や配達、図書や資料の設置方法等の環境改善協力を支援
- 図書担当職員を対象とする研修の参加
- 絵本コーナー等の住民が利用しやすいスペースを確保
- 図書館まつりの開催による専門図書などを提供
- 子ども読書の日や子ども読書週間における事業の実施と情報の提供
- インターネットを活用したレファレンスサービス等の利用促進
- 蔵書管理システムの更新やインターネット環境整備の充実
- 子どもの発達段階に応じた、優良な図書資料の普及
- 障がいのある方に対応した、読書環境及び読書スペースの確保



図書館まつり

【推進方策 2-2】 学校図書館等における読書環境の取り組み

【推進の方向性】

保育園においては、幼児が様々な本と出合うことができる機会を増やすため、読み聞かせや絵本コーナーの設置等の読書環境を整備することが望まれます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動並びに児童生徒の教育指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

さらに、自由な読書活動の場の他に、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、「心の居場所」として子供の成長を支える役割も期待されています。

そのため、学校図書館は、最新の資料・蔵書の確保や児童生徒の情報ニーズに対応した、誰もが利用しやすい読書環境の整備が求められます。

また、校長のリーダーシップのもと、学校全体で学校図書館の運営に当たることが望まれます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取り組み

(1) 保育園

◎保護者やボランティアとの連携による読み聞かせや絵本コーナー等の整備

(2) 学校図書館

◎本の特集コーナー設置や「朝の読書」等の一斉読書の実施

◎学校図書館図書標準^{※7}の達成に向けた図書の整備

◎基準に基づく組織的・計画的な図書館資料の選定・廃棄・更新

○鶴居村図書館との連携による資料の相互貸借及び環境整備

○グループ学習に適した机の配置など、児童生徒の主体的・協働的な深い学びを支える学習環境の整備

○学級文庫や多目的スペースへの読書コーナーの設置など、児童生徒がいつでも気軽に利用のできる校内読書環境の整備

※7 「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。例えば、小学校で学級数が7～12の場合、7学級であれば5,560冊が標準図書であり、1学級増えるごとに480冊ずつ増加する。

| 目標指標 〈基本目標 2〉 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備 | | | |
|---|--|------------------|------------------|
| 指標 | 指標の概要 | 基準年度の 状況 (R2) | 目標年度の 状況 (R7) |
| ⑤児童 1 人当たりの年間図書貸出し冊数 【2-1 村】 | 鶴居村図書館において、村内の児童 1 人が 1 年間に借りた図書の冊数 | 16 冊 | 24 冊 |
| ⑥ふるさと情報館と学校の連携状況 【2-1 村】 【2-2 学校図書館等】 | ふるさと情報館と連携した活動をおこなっている小学校の割合 | 66.7% | 100% |
| | ふるさと情報館と連携した活動をおこなっている中学校の割合 | 50% | 100% |
| ⑦子ども読書週間における事業実施 【2-2 学校図書館等】 | 子ども読書の日や子ども読書週間（4 月 23 日～5 月 12 日における子どもの読書活動に関する事業の実施 | 実施有り | 実施有り |
| ⑧読書活動や学校図書室に関する広報活動 【2-2 学校図書館等】 | 図書館だより等、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している小学校の割合 | 66.7% | 100% |
| | 図書館だより等、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している中学校の割合 | 50% | 100% |
| ⑨学校図書館の図書整備状況 【2-2 学校図書館等】 | 学校図書館図書標準の達成状況 | 95.6% (R1) | 100% |
| | 学校図書館図書標準を達成している学校の割合 | 40% (R1) | 100% |

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。